

# 六管区水路通報総記

第六管区海上保安本部

I	海上保安庁（本庁）が実施する水路通報・航行警報について
II	第六管区海上保安本部が実施する水路通報・航行警報について
III	第六管区海上保安本部及び事務所が実施する航行援助情報等について
IV	その他の参考事項

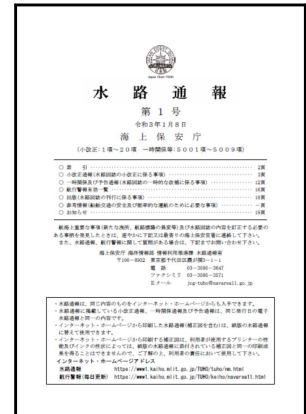
## I 海上保安庁（本庁）が実施する水路通報・航行警報について

### (1) 水路通報 (<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html>)

水路通報は、水路図誌を最新維持するための改補に必要な情報（小改正通報）、船舶交通の安全に関する情報、水路図誌の刊行に関する情報等を印刷物（小改正通報に限ります）及びインターネットにより提供しています。

この水路通報は、毎週金曜日付けで提供しています。

また、水路通報索引など別冊としてまとめて提供するのが適当なものについては、水路通報別冊として別途提供しています。



### (2) 航行警報

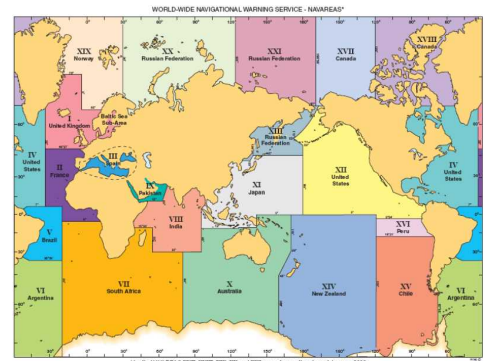
#### (イ) NAVAREA XI 航行警報 (<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>)

NAVAREA XI航行警報は、外洋を航行する船舶の安全のため、緊急に通報を必要とする情報をインマルサット静止衛星を利用したEGCシステム（高機能グループ呼出し）によって提供しているもので、専用の自動受信機を備えることで自動的に情報を入手できます。

また、この情報はインターネットでも提供しています。

NAVAREA XI航行警報のうち有効なものを掲載した「WEEKLY SUMMARY OF NAVAREA XI WARNINGS」を原則として週1回作成し、インターネットで提供しています。

なお、NAVAREA XI航行警報のうち有効なものは、水路通報要覧及び毎週提供の水路通報に掲載しています。

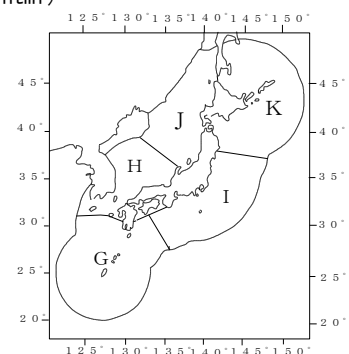


#### (ロ) NAVTEX 航行警報 (<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navtex.html>)

NAVTEX航行警報は、おおむね沿岸300海里以内を航行する船舶の安全のために緊急に通報を必要とする情報を、周波数424kHz（日本語）及び518kHz（英語）のNAVTEX放送により提供しているものです。

専用の自動受信機を備えることによって自動的に情報を入手することができます。

また、この情報はインターネットでも提供しています。



局名	識別符号	日本語開始時刻					英語開始時刻						
那覇	G	0100	0500	0900	1300	1700	2100	0200	0600	1000	1400	1800	2200
門司	H	0117	0517	0917	1317	1717	2117	0210	0610	1010	1410	1810	2210
横浜	I	0134	0534	0934	1334	1734	2134	0220	0620	1020	1420	1820	2220
小樽	J	0151	0551	0951	1351	1751	2151	0230	0630	1030	1430	1830	2230
釧路	K	0208	0608	1008	1408	1808	2208	0240	0640	1040	1440	1840	2240

※緊急性の高い情報については随時送信

(ハ) 日本航行警報 ([https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/japan\\_nw.html](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/japan_nw.html))

日本航行警報は、太平洋、インド洋及びその周辺海域を航行する日本船舶の安全のため、緊急を要する情報をインターネットで提供する我が国独自の航行警報です。

また、この日本航行警報は、同時に、一般社団法人全国漁業無線協会及び一般社団法人共同通信社から無線電信、無線電話、Eメール等により提供されています。

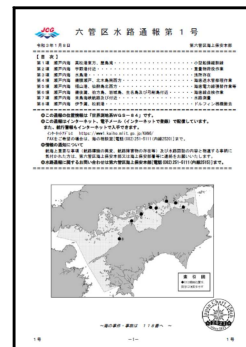
## II 第六管区海上保安本部が実施する水路通報・航行警報について

第六管区海上保安本部では次のとおり水路通報・航行警報を提供しています。

(1) 六管区水路通報 (<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>)

当管区の担任水域(岡山県、広島県、山口県の一部、香川県及び愛媛県、下図参照。)及びその付近において、地域に密着した船舶交通の安全のために必要な情報をインターネット、電子メールにより原則として毎週1回金曜日に提供しています。電子メールによる配信サービスをご希望の方は、以下のインターネットアドレスで登録が行えます。

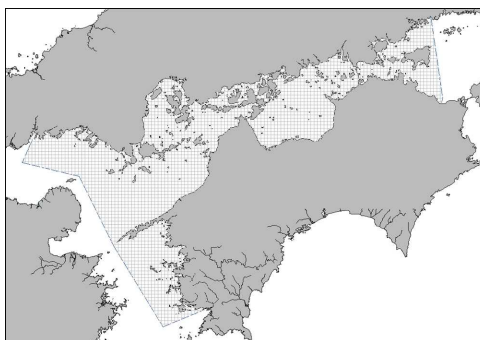
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/regist.pdf>



(2) 地域航行警報 (<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>)

当管区の担任水域(下図参照)を航行する船舶の安全のため、緊急に通報を必要とする情報を無線電話(和文・英文)で提供しています。この情報はインターネットでも提供しています。

海岸局呼出名称	呼出用周波数	通信用周波数	再放送時刻
ひろしまほあん	F3E 156.8 MHz(ch16)	F3E 156.6 MHz(ch12)	1015 1615



六管区の担任水域(網掛け表示の区域)

## III 第六管区海上保安本部及び事務所が実施する航行援助情報等について

(1) 海の安全情報(沿岸域情報提供システム)

海上保安庁では、プレジャーボート、漁船などの船舶運航者や磯釣り、マリンスポーツなどのマリンレジャー愛好者の方々に対して、全国の海上保安本部等からリアルタイムに「海の安全に関する情報」を提供する「海の安全情報(沿岸域情報提供システム)」を運用しています。

第六管区海上保安本部では以下のインターネット及びテレホンサービスにより海の安全に関する情報を提供しています。

海の安全情報のインターネットアドレス

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/> (全管区)

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/> (六管区)

テレホンサービス(気象情報)

082-250-1308 [広島]宇品灯台 [山口]周防野島灯台、八島灯台、八島南方AIS信号所 [愛媛]佐田岬灯台

082-250-1309 [広島]大久野島灯台 [愛媛]高井神島灯台、新居浜港垣生埼灯台、百貫島灯台

[愛媛]今治船舶通航信号所、津島潮流信号所

0863-32-3586 [岡山]大多府島灯台、六島灯台、下津井レーダー施設 [徳島]孫崎灯台

[香川]地藏埼灯台、青ノ山船舶通航信号所 [愛媛]高井神島灯台

0834-27-5177 [山口]周防野島灯台、八島灯台、台場鼻潮流信号所、八島南方AIS信号所

[愛媛]佐田岬灯台 [福岡]部埼灯台、関門航路西口AIS信号所、関門航路東口AIS信号所

0895-20-0177, 0895-26-9077 [愛媛]佐田岬灯台、日振島灯台 [高知]土佐沖ノ島灯台 [大分]鶴御埼灯台

0877-49-1041 [岡山]六島灯台、下津井レーダー施設 [香川]地蔵崎灯台、青ノ山船舶通航信号所  
0898-31-8177 [愛媛]高井神島灯台、今治船舶通航信号所、津島潮流信号所

また、事前登録されたメールアドレスに海上保安庁が発表する緊急情報等をリアルタイムに配信する情報提供サービス（緊急情報配信サービス）を実施しています。登録は以下のインターネットアドレスで行えます。

<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>

(2) 備讃瀬戸における航行援助情報等

(イ)「備讃瀬戸海上交通センター」(青ノ山船舶通航信号所、呼出名称 びさんマーチス)では、備讃瀬戸海域における船舶交通のために必要な各種の情報を、次のとおり提供しています。

項目	内容	通信方法等
航行援助情報の提供	インターネットサービス	巨大船等の航路入航予定、気象・海象等 <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/</a>
	携帯端末用サイト	インターネットサービスの内容に準じる <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/bisan/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/bisan/</a>
	定時放送	インターネットサービスの内容に準じる ラジオ放送 《日本語》 《英語》 周波数 : 1,651 kHz 2,019 kHz 放送時間 : 毎時00分から15分まで及び30分から45分まで 毎時15分から30分まで及び45分から00分まで
	臨時放送	船舶の衝突事故等、緊急に通報する事項等(インターネットサービスの内容に準じる) ラジオ放送 周波数 : 1,651 kHz 《日本語》 2,019 kHz 《英語》 放送時間 : 緊急な情報入手の都度、適時
	テレホンサービス	気象情報(青ノ山、六島、下津井、地蔵崎の風向風速等) TEL : 0877-49-1041
	船舶自動識別装置(AIS)	航行制限の状況、海難の状況、気象状況等 AISメッセージで提供 : 004310502 (赤穂御崎送受信所) 004310602 (青ノ山送受信所) 004310603 (地蔵崎送受信所) 004310604 (塔ノ峰送受信所) 004310605 (日比送受信所) 004310607 (沼隈送受信所)
個別情報	特定情報	交通方法に関する情報、船舶交通の障害発生に関する情報等 VHF電話 : 呼出名称 びさんマーチス 呼出周波数 CH16 156.80 MHz 呼出及び通信周波数 CH13 156.65 MHz 通信周波数 CH14 156.70 MHz CH66 160.925 MHz
	航路情報	漁船の操業状況等 加入電話 : 0877-49-2220 0877-49-2221

※巨大船等とは、海上交通安全法に定める巨大船、危険物積載船及び長大物件えい(押)航船をいいます。

(ロ) 巨大船の航路航行予定を次の放送局から放送しています。

NHK広島放送局 第1放送	1,071 kHz	毎日 1850~1900
〃 岡山放送局 第1放送	603 kHz	平日 1850~1900
〃 高松放送局 第1放送	1,368 kHz	平日 1755~1800

(ハ) 霧情報

備讃瀬戸の視界が2,000m以下となったとき、次の放送局から随時放送しています。

N H K	岡山放送局 第1放送	603 kHz	日本語
"	広島放送局 第1放送	1,071 kHz	"
"	山口放送局 第1放送	675 kHz	"
"	松山放送局 第1放送	963 kHz	"
"	高松放送局 第1放送	1,368 kHz(高松)、1,584kHz(観音寺)	"
中国放送	広島放送局	1,350 kHz	"
"	福山放送局	1,530 kHz	"

(3) 来島海峡における航行援助情報等

(イ) 「来島海峡海上交通センター」(今治船舶通航信号所、呼出名称 くるしまマーチス)では、来島海峡における船舶交通のために必要な各種の情報を、次のとおり提供しています。

項目	内容	通信方法等
航行援助情報の提供	インターネットサービス	巨大船等の航路入航予定、気象・海象等 <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/</a>
	携帯端末用サイト	インターネットサービスの内容に準じる <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/kurushima/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/kurushima/</a>
	定時放送	インターネットサービスの内容に準じる ラジオ放送 《日本語》 《英語》 周波数 : 1,651 kHz 2,019 kHz 放送時間 : 毎時00分から15分まで及び30分から45分まで 毎時15分から30分まで及び45分から00分まで
	臨時放送	船舶の衝突事故等、緊急に通報する事項等(インターネットサービスの内容に準じる) ラジオ放送 周波数 : 1,651 kHz 《日本語》 2,019 kHz 《英語》 放送時間 : 緊急な情報入手の都度、適時
	テレホンサービス	気象情報(高井神島、大浜(今治)、津島の風向風速等) 加入電話 : 0898-31-8177
	船舶自動識別装置(AIS)	航行制限の状況、海難の状況、気象状況等 A I Sメッセージで提供 : 004310509 (土佐沖ノ島送受信所) 004310602 (青ノ山送受信所) 004310604 (塔ノ峰送受信所) 004310606 (瀬戸送受信所) 004310607 (沼隈送受信所) 004310608 (嘉納山送受信所)
個別情報	特定情報	交通方法に関する情報、船舶交通の障害発生に関する情報等 VHF電話 : 呼出名称 くるしまマーチス 呼出周波数 CH16 156.80 MHz 呼出及び通信周波数 CH13 156.65 MHz 通信周波数 CH14 156.70 MHz CH66 160.925 MHz
	航路情報	漁船の操業状況等 加入電話 : 0898-31-9000

※巨大船等とは、海上交通安全法に定める巨大船、危険物積載船及び長大物件えい(押)航船をいいます。

(ロ) 巨大船の航路航行予定を次の放送局から放送しています。

N H K	広島放送局 第1放送	1,071 kHz	平日 1850~1900
"	" N H K - F M	88.3 MHz	平日 0830~0840

(ハ) 霧情報

来島海峡の視界が2,000m以下となったとき、次の放送局から随時放送しています。

N H K	岡山放送局 第1放送	603 kHz	日本語
"	広島放送局 第1放送	1,071 kHz	"
"	山口放送局 第1放送	675 kHz	"

”	松山放送局 第1放送	963 kHz	”
”	高松放送局 第1放送	1,368 kHz(高松)、1,584kHz(観音寺)	”
中国放送	広島放送局	1,350 kHz	”
”	福山放送局	1,530 kHz	”
N H K	松山放送局 テレビ放送		”

#### IV その他の参考事項

##### (1) 定置網、養殖施設について

瀬戸内海及び豊後水道沿岸の至る所に定置網、魚類・のり・かき・真珠等の養殖施設が設置されており、その位置を表示するための標識（灯付浮標、浮標、旗等）を設置したものもありますが、航行船舶は厳重な注意が必要です。

海洋状況表示システム（愛称：海しる）を利用して、区画・定置・共同漁業権の免許区域、漁業種類、操業時期を確認することができます。

PCサイトの場合はレイヤーの「水産」から「漁業権」を選択、モバイル版サイトの場合は、データ追加で「漁業権」と検索し、選択してください。

海洋状況表示システム（海しる）のインターネットアドレス <https://www.msil.go.jp>

##### (2) 備讃瀬戸におけるこませ網漁業について

備讃瀬戸において、1月～11月（盛漁期2月～8月）まで、こませ網漁業が操業されます。

(イ) 投網及び揚網は通常、転流時に実施し、次の転流まで移動しません。

(ロ) 夜間は、多くがいかりだるに点滅式黄色灯を付設しています。

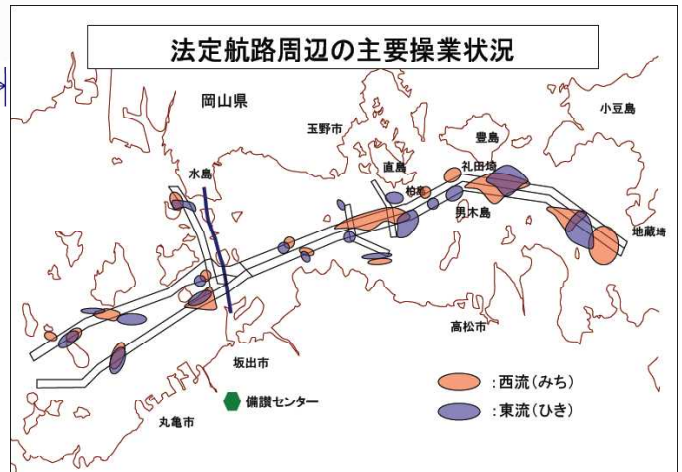
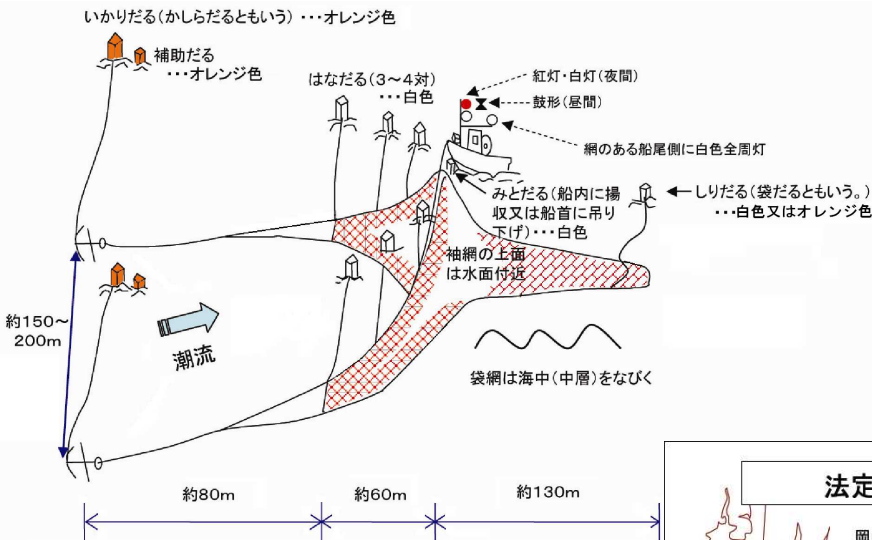
なお、網に付設のはなだるは、強流時には水没して見えにくいことがあります。

漁船は全周灯（赤灯及び白灯）を垂直に連繫しています。

(ハ) 備讃瀬戸海上交通センターから「こませ網漁船操業状況参考図」を提供しています。

インターネットアドレス <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/>

(二) 操業状況は以下のとおりです。







(3) 潜水艦の標識灯について

海上自衛隊の潜水艦には、夜間、水上を航走中、船舶の輻輳する海面において他の船舶との識別を容易にするため、マスト灯の上方約1.8mの箇所に次の標識灯が設置されることがあります。

標識灯細目

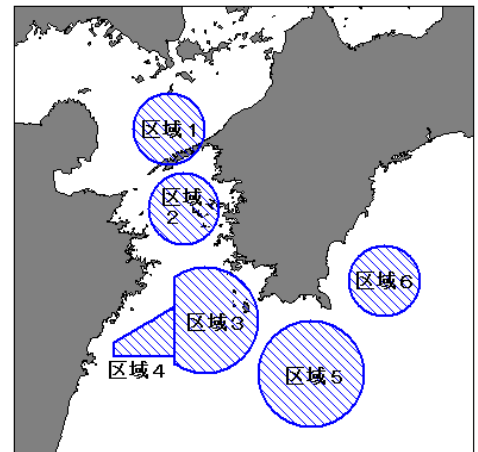
灯 質： 急閃こはく色光（回転式灯器により1分間に90閃光）

光達距離： 3海里以上

(4) 救難飛行艇の訓練について

右下付図に示す海域では、海上自衛隊の救難飛行艇（US-2）による離着水訓練及び救難訓練が周年（主として月曜日から金曜日までの日中）実施されており、飛行艇からシーマーカー、発煙筒等の救難用資材が投下される場合があります。

- 区域 1 33-33N 132-08Eの地点を中心とする半径約10海里の円内
- 区域 2 33-11N 132-13Eの地点を中心とする半径約10海里の円内
- 区域 3 32-40N 132-20Eの地点を中心とする半径約15海里の円内のうち、132-10E以西を除く区域
- 区域 4 4地点により囲まれる区域
  - (1) 32-44N 132-10E
  - (2) 32-30N 132-10E
  - (3) 32-30N 131-50E
  - (4) 32-34N 131-50E
- 区域 5 32-25N 132-55Eの地点を中心とする半径約15海里の円内
- 区域 6 32-51N 133-19Eの地点を中心とする半径約10海里の円内



(5) 瀬戸大橋、来島海峡大橋及び新尾道大橋における橋梁照明の点灯予定（ライトアップ情報）が発表されています。詳しくは本州四国連絡高速道路株式会社のインターネットでご確認ください。

インターネットアドレス <https://www.jb-honshi.co.jp/>

(6) 航海上重要な事項の報告について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係までご連絡ください。その際は巻末の「航海重要事項の報告様式」（別紙）をご使用されると便利です。

連絡先

名 称 第六管区海上保安本部 海洋情報部監理課情報係  
所在地 〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17  
電話番号 082-251-5111（内線2515）  
FAX 082-253-3682  
電子メール jcg6kaiyokanri2-6t8t@mlit.go.jp

(7) 水路図誌について

海図、水路誌、潮汐表等の水路図誌は、水路図誌販売所（取次店）等で注文・購入できます。下記のインターネットアドレスまたは、水路図誌目録（書誌第900号）の巻末をご参照ください。

一般財団法人日本水路協会「海図の購入方法」

インターネットアドレス <https://www.jha.or.jp/jp/jha/purchase/>

## 航海重要事項の報告様式

報告年月日 .....  
関連番号 .....

○ 航海上重要な事項 ○ 水路図誌の内容を訂正する必要がある事柄 を発見したときは、(1)～(6)の項目について速やかに海上保安庁海洋情報部などの機関に連絡して下さい。

なお、航海上危険と思われる水深を測得したときは、下記(7)～(9)の項目についてもご記入をお願いします。

(1) 船名及び連絡先(住所、電話・ファクシミリ番号、Eメールアドレス等)

.....

(2) 報告事項

.....

.....

.....

(3) 位置(経緯度又は著名物標からの方位、距離)

.....

(4) 測位の方法(GPSなど)

.....

(5) 使用海図

刊行年月

改補済みの最新水路通報号数

.....

(6) 関係書誌(刊行年月)

追補号数、灯台表番号等

.....

(7) 測得水深、測深した年月日、時刻(UTC 又はJST)、測深時の喫水

.....

.....

(8) 測深の種類(音響測深、錘測など)及び測深記録紙

なお、レンジを切換えて再度、水深を確認願います

.....

(9) 潮汐改正の有無及び気象等の状況

.....

.....

報告者・記入者

.....